

コンピュータ通信網サービス（御船町用）ご利用規約

株式会社 QTnet

株式会社 QTnet（以下、「当社」といいます。）は、別に定めるコンピュータ通信網サービスの提供先が熊本県上益城郡御船町の場合において本利用規約（以下「本規約」）を制定します。なお、本規約に記載のない事項は当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」によるものとします。

第 1 条（用語の定義）

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
第 3 種契約	当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス契約約款の第 3 種コンピュータ通信網サービス（BBIQ）を受けるための契約
契約者	当社と第 3 種契約を締結している者

第 2 条（本規約の変更）

当社は、本規約をお客さまの承諾を得ることなく、変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第 3 条（コンピュータ通信網サービス提供区域）

本サービスの提供範囲は、熊本県上益城郡御船町内とします。

第 4 条（回線終端装置等に係る工事）

契約者において配線設備に係る工事費、回線終端装置に係る工事費、回線接続等に係る工事費、御船町・苓北町内の移転先において契約者回線を再開するときの工事費、移設時に係る工事費、コンピュータ通信網サービスの利用の休止において契約者回線の工事を伴う場合に係る工事費、契約者回線等の廃止に係る工事費、工事着手後完了前における解除料及び、電気通信設備を亡失、又はき損したときの賠償金のうち回線終端装置に係るものの適用については、コンピュータ通信網サービス契約約款に定める範囲外とします。

附則

(実施期日)

1 この利用規約は 2010 年 6 月 1 日より実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は 2011 年 4 月 1 日より実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は 2012 年 3 月 1 日より実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は 2013 年 11 月 13 日より実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は 2017 年 7 月 1 日より実施します。